

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2024年8月22日

2. 認定事業適応事業者の名称

日本電気硝子株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

当社は新中期経営計画「EGP2028」においてサステナビリティ戦略の一つに「カーボンニュートラルの推進」を掲げており、最も大きな柱が、ガス燃焼炉から全電気溶融炉への転換である。本事業適応計画では全電気溶融炉への切り替えの他、太陽光発電設備を導入し使用電力の非化石化の推進を図る。

また、産業に欠かせない半導体製造を支える半導体プロセス用ガラス増産設備の投資を行うことで付加価値額を増大させる。本事業適応計画の着実な実行を行うことで、基準年度と比較して、炭素生産性を目標年度に287.6%向上させることを目標とする。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2024年8月より事業適応を開始し、2026年12月（目標年度）までに、当社における事業者全体の炭素生産性を287.6%向上させることを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2026年度（計画終了年度）に、経常利益を計上することを目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

窯業・土石製品製造業（21）

計画の対象となる事業は主に板ガラスを製造するものであるため。

（6）事業適応の具体的内容

計画初年度では能登川事業場にプローブカード用基板製造設備を導入することで付加価値額

を増加させる他、中期経営計画を着実に実行する事で、計画初年度における炭素生産性を会社全体で 150.6%向上させていく。

計画 2 年目は滋賀高月事業場において全電気溶融炉を導入することで燃料転換を行うとともに、事業場外に太陽光発電設備を導入し、滋賀高月事業場に自己託送を行うことで、CO2 排出量を削減する。また、能登川事業場において半導体用サポートガラス製造設備を導入することで付加価値額を増加させる。その他、中期経営計画を着実に実行する事で、計画 2 年目の炭素生産性を会社全体で 247.4%向上させていく。

目標年度では計画初年度～計画終了前年度に導入した生産工程効率化等設備を通年稼働させることで、CO2 排出量削減を行いながら付加価値額を増加させるとともに、中期経営計画を着実に実行する事で、目標年度の炭素生産性を会社全体で 287.6%向上させることを見込む。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2024 年 8 月、終了時期 2026 年 12 月